

## 尾鷲市簡易型感震ブレーカー設置補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における簡易型感震ブレーカーの普及を促進し、地震火災の予防及び防災・減災社会の推進を図るため、簡易型感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内で簡易型感震ブレーカー設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、尾鷲市補助金等交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）及び防災危機管理課補助金交付要綱（平成23年尾鷲市告示第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易型感震ブレーカー 一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨証を有するもの
- (2) 設置 簡易型感震ブレーカーを既存の住宅等に導入し、機能を発揮できる状態とすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市に住民票を有し、市内の住宅に居住している個人であること
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 尾鷲市暴力団排除条例（平成23年尾鷲市条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者
- (4) 過去に当該補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が居住する市内の住宅に簡易型感震ブレーカーを設置する事業であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設置工事が、当該年度の4月1日から翌年2月1日までに完了したものであること
- (2) 販売及び貸与を目的とした設置ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、簡易型感震ブレーカーの購入に要する経費及び当該設備の設置に要する経費とする。

2 補助対象経費には、次に掲げる経費を含まない。

- (1) 簡易型感震ブレーカーの維持管理に要する経費
- (2) 中古品の購入に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費の合計額に3分の2の補助率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3,000円を上限とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尾鷲市簡易型感震ブレーカー設置補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 簡易型感震ブレーカーの設置場所の状況を示す書類(設置前の写真及び設置後の写真を含む)
- (2) 簡易型感震ブレーカーの購入及び設置に要した費用の領収書の写し
- (3) 申請者の本人確認書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の2月末日(その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日)までとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付の決定及び額の確定を決定したときは、尾鷲市簡易型感震ブレーカー設置補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、尾鷲市簡易型感震ブレーカー設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(支払)

第9条 市長は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定を行ったときは、申請者の提出した請求書に基づき、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他この要領の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、速やかに尾鷲市簡易型感震ブレーカー設置補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることができる。

(調査協力)

第11条 交付決定者は、市が実施する地震火災予防の推進に関する調査等があった場合は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。